

## 農業 I C T 標準化推進事業[継続]

【9（13）百万円】

### 対策のポイント

I C T 化が進む農業生産におけるデータの活用を円滑にし、農林水産業・食品産業の競争力強化を図るため、農業分野の I C T 規格の標準化を推進します。

### <背景/課題>

- ・農業生産に関連する様々な情報は、I C T を活用して多くの情報を集約することでビッグデータとなり、生産性向上や高品質化等様々な目的に利用できると期待されています。
- ・しかし、現在、我が国の農業分野の I C T には統一規格がなく、製品間の接続性が低いことから、データの比較・分析が困難となっているほか、海外製の農業 I C T 製品の使用を通じて我が国の貴重な農業情報が海外に流出する懸念があります。

### 政策目標

6次産業化の市場規模の拡大

(5.5兆円(平成27年度)→10兆円(平成32年度))

### <主な内容>

農業分野の I C T 規格の標準化を図るため、実証展示圃において農業分野の I C T 関連のシステム(センサー、コントローラ、農業機械等)の接続性及び互換性を検証し、必要に応じて規格の修正等を実施して、I C T 関連事業者採用される標準化技術仕様(例えば、環境情報(生育環境に係る温度等の情報)を記録するセンサーのデータ記録方式のルールを整理したもの)の策定を促進します。また、A S E A N 諸国の生産者や農業 I C T 関係者等と情報を共有し、各国の実態も踏まえた規格の提案を行うことで、これらの国々とともに、国際標準化に向けた気運を醸成します。

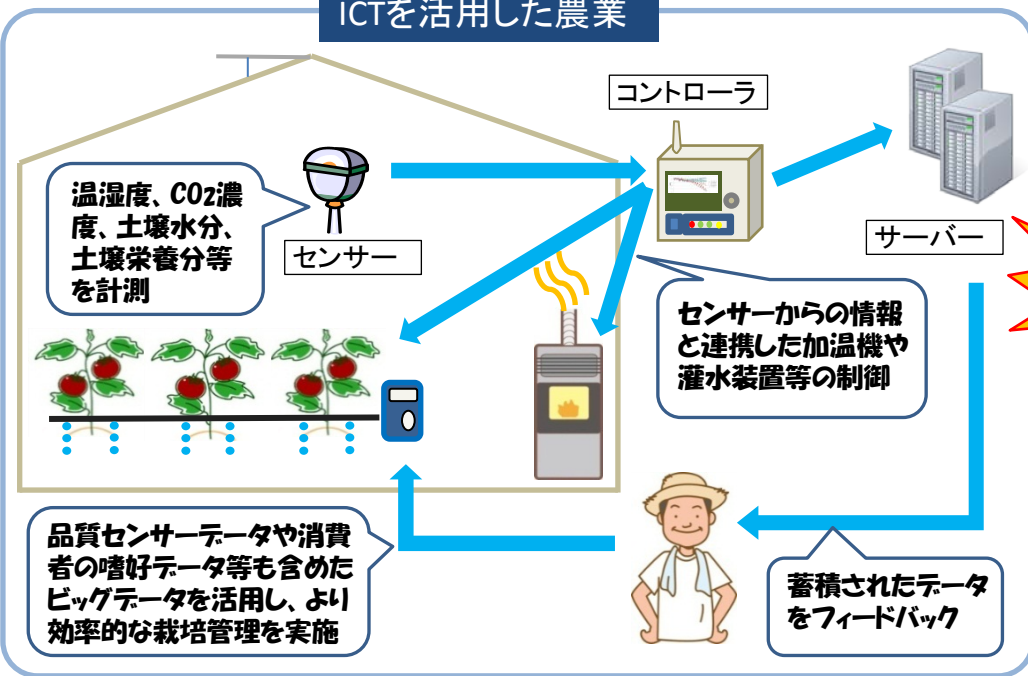
補助率：定額  
事業実施主体：民間団体等

[お問い合わせ先：食料産業局知的財産課 (03-6738-6442)]

# 農業ICT標準化推進事業【9(13)百万円】(継続)

- ICTを活用してきめ細かな生産管理を行うとともに、データを集約し、更なる生産管理の改善に活用する取組が普及しつつある。
- しかし、我が国の農業分野のICTには統一規格がなく、製品間の接続性が低いことから、データの比較が困難な状況である。
- ICT規格の標準化に向けた調整や、個々のICTシステムの接続性の確保により、環境情報等を蓄積・解析することが可能となり、農業技術の高度化を図られる。
- あわせて、日本のICT技術をアジアを中心とする途上国に普及し、農業関連産業の海外展開を目指す。

## ICTを活用した農業



## 現状の課題

- 農業者が海外メーカーのICTシステムを使用することにより、栽培管理のデータ等が海外に流出するおそれ
- ICTを活用した農業の取組が広がつつあるが、個々のICTシステムは、製品間の接続性が低く、データの比較が困難
- ICTによる多くの情報を集約できれば、生産性向上や高品質化等に向けてそれら情報を活用できる可能性
- 今後、農業のICT化が進む途上国で海外製品が標準として導入されるおそれ

しかし  
.....

## 期待される効果

- ・ICTの活用により得られた情報を集約・活用することで、生産性向上や高品質化が図られる
- ・我が国のICTシステムが海外にも普及することにより、農業関連産業の新たなビジネス化が図られる

## 事業の取組内容

- ・農業分野のICT規格の標準化に向けた調整
- ・実証圏における複数メーカーのシステムの接続試験
- ・アジアを中心とする農業ICT関係者等との連携を通じた海外展開支援

## 農業データ知財保護・活用推進事業

【7百万円】

### 対策のポイント

データ化された栽培ノウハウなど農業分野の価値あるデータについて、知的財産としての保護・利活用のルールを整備します。

### <背景/課題>

- ・農林水産・食品産業分野において飛躍的な生産性向上を図るため、AIやIoT、ロボット技術等を活用したスマート農業の進展を図っているところ、スマート農業の効果を最大限に発揮するためには農業に関するビッグデータを利活用していくことが重要です。
- ・また、ビッグデータの利活用を推進しつつ、その知的財産の適切な保護を図るため、データの利用権限に関する契約ガイドラインの策定や、データの不正使用に対応するための法的手法の在り方の検討など、政府全体として検討が進められているところです。
- ・農業分野についても、データ化された栽培ノウハウ等の価値ある情報について、知的財産としての保護の在り方や利活用のルールが適切に活用されるよう、農業の実態に即したガイドラインの策定等の取組を早急に進める必要があります。

### 政策目標

農業データの保護・活用に係るガイドラインを策定。

### <主な内容>

農業データ連携基盤の本格稼働までに対応するため、データ化された栽培ノウハウなど農業分野の価値あるデータについて、知的財産としての保護の在り方や提供・活用する際のルールを検討し、関係者間で締結する契約に関するガイドラインの策定等を支援します。

補助率：定額  
事業実施主体：民間団体等

[お問い合わせ先：食料産業局知的財産課 (03-6738-6442)]

# 農業データ知財保護・活用推進事業【7百万円】

- AIやIoT、ロボット技術等を活用したスマート農業の精度や生産性を向上するためには、ビッグデータを分析して価値ある情報を抽出し、活用していくことが重要。
- ビッグデータの利活用を推進しつつ、知的財産の適切な保護を図るため、政府全体として検討が進められている。
- 農業分野においても、データ化されたノウハウ等の価値ある情報について、知的財産としての保護の在り方や利活用のルールが適切に活用されるよう、農業の実態に即したガイドラインの策定等に取り組む。

## 農業現場における課題

### スマート農業への活用

ビッグデータの分析結果をスマート農業技術に活用することにより、精度や生産性の向上が期待できる



(例)自動収穫ロボット



分析結果を活用

ビッグデータ

- 個々のデータには価値が無くても、集積して分析すると価値ある情報になり得る
- しかし、現状では、**価値あるデータの取扱いに関するルールが無い**

価値あるデータが流出するおそれ

## 上位計画での位置づけ

「未来投資戦略2017」や「知的財産推進計画2017」においても、ノウハウ等のデータの流出防止や、知的財産として保護・管理の在り方の検討が掲げられている。

### 未来投資戦略2017

データに基づく農林水産業のノウハウが流出しないよう、知的財産保護の方策を検討する。

### 知的財産推進計画2017

- データ利活用に関する契約の締結を促し、かつその内容を適切にする観点から（中略）データ利用に関する契約の在り方について検討を進める。
- 優れた農業技術やノウハウ等の（中略）知的財産として保護・管理の手法を分かりやすく説明したガイドライン等の作成に取り組む。

データ提供者

システム使用者

関係者間のルール作りが必要

IT事業者

データの保護・利活用に関する  
契約ガイドラインの策定等の推進

## 6次産業化サポート事業のうち 6次産業化・新産業創出促進事業

【25(50)百万円】

### 対策のポイント

魅力的な地域資源を活用し、市場ニーズに即した新商品や新たなサービスを創出するための事業化可能性調査の実施を支援することにより、地域ぐるみの6次産業化の取組拡大を促します。

### <背景/課題>

- ・農山漁村の所得や雇用の増大を図るためには、農林水産物等の地域資源を活用し、市場ニーズに即した新商品や新たなサービスの創出が必要です。
- ・このため、これらの新商品や新サービスによる事業が、長期的に収益をあげられるか否かの経営判断を行うための取組を支援する必要があります。

### 政策目標

- 6次産業化の市場規模の拡大  
(5.5兆円(平成27年度)→10兆円(平成32年度))
- 6次産業化のうち、加工・直売分野における市場規模の拡大  
(2.1兆円(平成27年度)→3.2兆円(平成32年度))

### <主な内容>

農林漁業者と異業種の事業者間の連携により、市場ニーズに即した新商品や新たなサービスを創出するための事業化可能性調査の実施を支援します。

補助率：定額  
事業実施主体：民間団体等

[お問い合わせ先：食料産業局知的財産課 (03-6738-6442)]

農林漁業者と異業種の事業者間の連携により、農山漁村に豊富に存在する地域資源を活用し、市場ニーズに即した新商品や新たなサービスを創出するため、事業化に必要な市場調査等を支援。

### 異業種の事業者との連携による新産業創出

農林漁業者



化学  
電機  
医薬品  
建設等

農林漁業者と多業種の事業者間の連携を促進し、農山漁村の地域資源を活用した新商品や新たなサービスを創出



#### ○事業化可能性調査

新商品等に関する市場調査等を実施し、事業化の可能性を整理・分析



研究



事業化

研究段階を終えた後の  
事業化の前段階を支援